

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

越前市長 山田 賢一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
神山地区
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 3 年 1 2 月 1 7 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
中心経営体数
個人：7 経営体
法人：3 経営体
※協議の結果、担い手（法人）1 名を新たに追加
4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。
6. 今後の地域農業のあり方
 - ・平成 23 年に集落営農組合として法人 B が発足し、当地区の農地の集積を進めている。平成 24 年には法人化し、県の水田農業活性化事業により機械の整備を行った。
 - ・他の認定農業者は規模拡大の余力に乏しいため、今後法人 B への集積が加速度的に進むと思われる。